

## ラムサール条約湿地の指定について

### 1 今回ラムサール条約湿地の条件が整った旨報告した湿地(6箇所)

- ・ 阿寒湖(北海道)
- ・ 仏沼(青森県)
- ・ 野付半島・野付湾(北海道)
- ・ 蕪栗沼・周辺水田(宮城県)
- ・ 風蓮湖・春国岱(北海道)
- ・ 宍道湖(島根県)

アンダーラインは、同日の同部会において、国指定鳥獣保護区特別保護地区の指定等について諮問し、答申がなされた湿地

### 2 平成17年6月27日の同部会に報告済みの湿地(14箇所)

- ・ サロベツ原野(北海道)
- ・ 中海(鳥取・島根県)
- ・ 雨竜沼湿原(北海道)
- ・ 秋吉台地下水系(山口県)
- ・ 濤沸湖(北海道)
- ・ くじゅう坊ガツル・タデ原湿原(大分県)
- ・ 尾瀬(福島・群馬・新潟県)
- ・ 蘭牟田池(鹿児島県)
- ・ 奥日光の湿原(栃木県)
- ・ 屋久島永田浜(鹿児島県)
- ・ 三方五湖(福井県)
- ・ 慶良間諸島海域(沖縄県)
- ・ 串本沿岸海域(和歌山県)
- ・ 名蔵アンパル(沖縄県)

(参考)ラムサール条約湿地の区域を拡張する湿地として今回報告した湿地

- ・ 厚岸湖・別寒辺牛湿原(北海道)

### 3 今後のスケジュール

- ・ 10月中旬 官報告示
- ・ 10月下旬から11月上旬 ラムサール条約事務局へ通報
- ・ COP9期間中(11月8~15日)に登録

COP9では、条約事務局長から参加可能な関係自治体に登録認定証を手渡すサイドイベントを予定。